

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部改正概要

コンテナ等荷役機能の常時確保を図るため、港湾の施設の技術上の基準を定める省令を一部改正し、船舶との荷役の用に供する荷役機械の要求性能を追加する。

技術基準の一部改正の内容

船舶との荷役の用に供する荷役機械の要求性能を追加

現行

- ①国土交通大臣が定める配置、諸元等の要件
- ②耐震強化施設に設置される荷役機械について、レベル2地震動等の作用による損傷等に関する要件

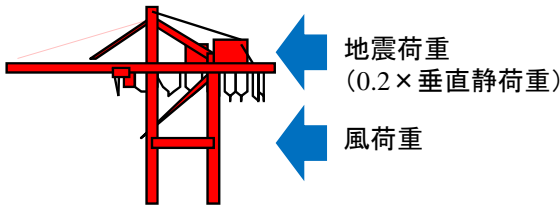
改正後(左記に追加)

自重、レベル地震動、載荷重及び風的作用による損傷等に関する要件

※レベル1地震動・・・施設の設置地点において供用期間中に発生する可能性が高い地震動
 ※レベル2地震動・・・施設の設置地点において発生が想定される最大規模の地震動

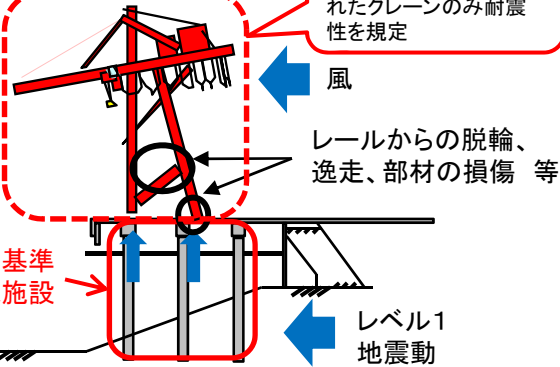
現状

クレーン全般



厚生労働省告示「クレーン構造規格」等に基づきクレーン単体としての安全性は確保

クレーン+係留施設

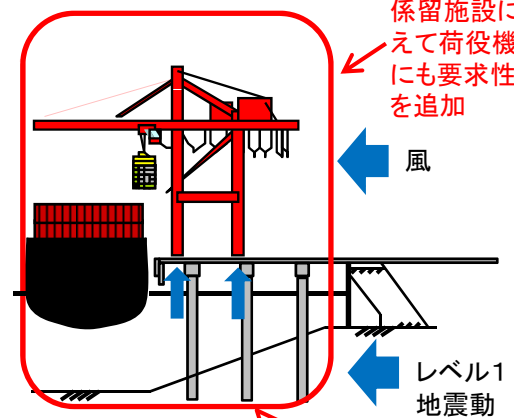


クレーンの供用期間中に発生する災害等に対して係留施設は健全でも荷役が不可能になる恐れがある。

改正後

クレーン+係留施設

・係留施設とクレーンの相互作用を考慮することにより、施設整備の効率化と荷役機能の常時確保を図る。



クレーンは棧橋と一体となってレベル1地震動への耐震性を有する必要がある

クレーンの供用期間を通して継続的に荷役可能

荷役機能の常時確保を通じて、我が国港湾及びサプライチェーンの信頼性向上に資する。

●技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部改正の概要

平成19年3月の維持告示策定後もコンテナクレーンの風による逸走事故が後を絶たないため、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示を一部改正し、船舶とのコンテナ荷役の用に供する軌道走行式荷役機械の危険防止対策を強化する。

新潟港東港におけるコンテナクレーン

倒壊事故

(事故概要)

日時:平成18年11月7日
場所:新潟港東港14m岸壁
被害状況:ガントリークレーン1基が強風により逸走し、倒壊
負傷者3名



※クレーン逸走事故の事例参照

平成19年3月
維持告示策定
「危険防止に関する対策」等を規定

小名浜港大剣ふ頭におけるコンテナクレーン

逸走事故

(事故概要)

日時:平成20年2月23日
場所:小名浜港大剣ふ頭10m岸壁
被害状況:ガントリークレーン1基が強風により逸走し、レール止めに衝突
人的・船舶被害はなし

御前崎港女岩地区におけるコンテナクレーン

逸走事故

(事故概要)

日時:平成22年1月21日
場所:御前崎港女岩地区14m岸壁
被害状況:ガントリークレーン1基が強風により逸走し、接岸中のコンテナ船に衝突、船橋が破損。

過去にコンテナクレーン逸走のヒヤリハットがあった管理者(アンケート調査結果)13管理者
／65管理者中
〔1管理者で10回という回答もあり〕

維持告示策定後もコンテナクレーンの風による逸走事故・ヒヤリハットが続発

コンテナクレーンの風による逸走防止対策は喫緊の課題

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正

船舶とのコンテナ荷役の用に供する軌道走行式荷役機械の風による逸走防止に関する対策を追加

現行

- ①対象船舶、貨物の種類及び量、係留施設の構造及び荷役の状況に応じて適切に配置
- ②粉じん、騒音等の防止ができるように適切な機能を有する
- ③主たる作用がレベル2地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること

改正後(左記に追加)

船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械について、風による逸走を防止するための適切な機能を有すること

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部改正

運用時において移動を伴う施設における危険防止に関する対策を追加

現行

- ①運用前及び運用後における点検又は検査、実施責任者の明確化
- ②荒天時において安全な状態に維持するために必要な措置、実施責任者の明確化
- ③安全な状態に維持するために必要な運用規定の整備又は運用規定の確認

改正後(左記に追加)

運用時において、移動を伴う施設については風による逸走防止に必要な措置及び当該措置実施について責任を有する者の明確化